

相続法が変わるよ！！

1. 配偶者が住宅に住む権利が大切にされるようになります

※「配偶者居住権」ができ、相続の際、配偶者が住んでいた住宅に引きつづき住めるよう配慮がされます。

2. 自筆証書遺言が書きやすくなりました

※財産目録はパソコンで作ってもOK。いずれは法務局で預かってくれるようにもなりますよ。

でも「日付」「氏名」「印」は忘れずに書かないとだめです。

3. 遺産分割が少し変わります

※「話し合いがつかないと預貯金の解約もだめ」となると、葬儀代の支払いも困るので預貯金の何分の1かの仮払いが出来るようになります。また父母の介護に特別な寄与した「長男の嫁」などに「寄与分請求」が出来るようになります。

これらの改正は、実施される日にばらつきがありますが、いずれも東京オリンピックの頃には改正となります。

